

令和4年9月高浜市議会定例会会議録（第6号）

日 時 令和4年9月28日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

- 日程第1 議案第42号 高浜市児童遊園等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第43号 市道路線の認定について
議案第44号 令和3年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第45号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案第46号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第6回）
議案第47号 令和4年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）
議案第48号 令和4年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）
議案第49号 令和4年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）
議案第50号 令和4年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）
議案第51号 令和4年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）
議案第52号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第7回）
認定第1号 令和3年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 令和3年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 令和3年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 令和3年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 令和3年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 令和3年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号 令和3年度高浜市水道事業会計決算認定について
認定第8号 令和3年度高浜市下水道事業会計決算認定について
陳情第10号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び
拡充を求める陳情
陳情第11号 防衛省によるミャンマー国軍士官・士官候補生の受け入れ中止を求め
る意見書の提出を求める陳情
陳情第12号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するた
めに高浜市独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情
陳情第13号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

(日程追加)

日程第2 議案第54号 令和4年度高浜市一般会計補正予算(第9回)

(日程追加)

日程第3 意見書案第3号 改憲発議を中止し、憲法9条を守り抜くことを求める意見書

(日程追加)

日程第4 意見書案第4号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	荒川 義孝	2番	神谷 直子
3番	杉浦 康憲	4番	杉浦 浩一
5番	岡田 公作	6番	柴田 耕一
7番	長谷川 広昌	8番	黒川 美克
10番	杉浦 辰夫	11番	北川 広人
12番	鈴木 勝彦	13番	今原 ゆかり
14番	小嶋 克文	15番	内藤 とし子
16番	倉田 利奈		

欠席議員

9番 柳沢 英希

説明のため出席した者

市 長	吉岡 初浩
副 市 長	深谷 直弘
教 育 長	岡本 竜生
企 画 部 長	木村 忠好
総 務 部 長	杉浦 崇臣
行政グループリーダー	久世 直子
財務グループリーダー	清水 健
市 民 部 長	岡島 正明
市民窓口グループリーダー	芝田 啓二
地域福祉グループリーダー	加藤 直
介護障がいグループリーダー	野口 恒夫
健康推進グループリーダー	中川 幸紀

健康推進グループ主幹	鈴木 美奈子
こども未来部長	磯村 順司
都市政策部長	杉浦 義人
会計管理者	桑原 希代子
監査委員事務局長	亀井 勝彦
代表監査委員	伴野 義雄

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	竹内 正夫
副主幹	神谷 直子
主査	杉浦 幸宏

議事の経過

○議長（鈴木勝彦） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（鈴木勝彦） ただいまの出席議員は15名であります。よって、これより会議を開きます。
初めに、9月22日に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果の報告を求めます。
議会運営委員長、杉浦辰夫議員。

〔議会運営委員長 杉浦辰夫 登壇〕

○議会運営委員長（杉浦辰夫） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

去る9月22日に委員多数出席の下、議会運営委員会を開催し、市長より議案第54号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第9回）、以上1議案が追加提出され、説明を受けた後、その取扱いについて検討した結果、本日日程を追加し、上程、説明、質疑、討論、採決を行うことに決定いたしました。

また、意見案第4号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の取扱いについて検討した結果、本日日程を追加し、上程、説明、質疑、討論、採決を行うことに決定いたしました。

皆様方の御協力をお願い申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、議案第54号並びに意見案第3号及び意見案第4号を追加し、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（鈴木勝彦） 日程第1 常任委員会及び決算特別委員会の付託案件を議題とし、付託案件について各委員長の審査結果の報告を求めます。

それでは、総務建設委員長、荒川義孝議員。

〔総務建設委員長 荒川義孝 登壇〕

○総務建設委員長（荒川義孝） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、総務建設委員会の御報告を申し上げます。

去る9月21日午前10時より、委員全員と市長をはじめ関係職員出席の下、付議された議案8件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告をいたします。

議案第42号 高浜市児童遊園等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員より、土地の返還要請があったということを知ったが、返還してしまうと、地区だけに限らず高浜市の児童遊園の面積も充足しているわけではない。緑の計画に基づき増えないのかとの問いに、現在のところ、子ども広場や児童遊園を整備していく計画等はなく、開発行為によりミニパーク等、有効に活用していただければと考えている。また、緑の基本計画の中の児童遊園は公共施設緑地という位置づけになっており、その中には子供広場、ミニパーク等も入っているとの答弁。

同じ委員により、緑の基本計画の中に占める割合は、遊ぶ場所がなくなることにより困る方がいるかと思うが、どのように考えているかとの問いに、公共施設緑地の整備量として23.13ヘクタールを目標にしているとの答弁でした。

議案第43号 市道路線の認定については、質疑はございませんでした。

議案第46号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第6回）について、委員より、予算書の52ページ、2款8項1目公共施設等整備基金積立金を1,000万円程度とした意図はとの問いに、今回の基金に積み立てたのは、当初予定していた基金を充当しようとしていた事業を他の財源で充当できることから、当基金に積み立てをしたとの答弁でした。

議案第47号 令和4年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）について、委員より、予算書の71ページ、一般被保険者療養費交付金が計上されているが、その内訳はとの問いに、増額理由は、令和4年4月以降の療養費の交付実績を加味している。交付実績としては、4月の療養費が異常に高額になっているため、その4月の療養費において、1人で270万円の高額

の療養費が発生していることから、今後財源不足が予想されるため、今回の増額補正となったとの答弁でした。

議案第48号 令和4年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）については、質疑はございませんでした。

議案第49号 令和4年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）については、質疑はございませんでした。

議案第51号 令和4年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、委員より、令和3年度全体として、前年度と比べて増減はどの問いに、収支の状況について、令和2年度が差引額で716万8,304円、令和3年度が768万2,374円ということで、若干の収支増という状況になっているとの答弁でした。

議案第52号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第7回）について、委員より、主要新規事業等の3ページで、対象者が市内事業者とあるが、その定義はどの問いに、今、要綱等で検討しているが、市内中小事業者で考えており、大企業や医療法人など数社が市内で該当にならないと予想しているとの答弁。

同じ委員より、例えば市内に倉庫がある事業者は対象となるかとの問いに、今回対象とする更新施設が市内にある事業者であるので、本社が例えば碧南市にあって高浜の工場という場合は対象で、逆に高浜市に本社があり、刈谷の工場をという場合は、今回対象にならないと答弁。

同じ委員より、この補正予算の議決前に既にご買ってしまったり工事をしてしまった人についての対応はどの問いに、申請をし、市のほうで交付決定をした後に着手したものを対象とするので、それ以前に更改したものは今回対象外との答弁。

他の委員より、市内の中小事業者を対象としているが、例えばフリーランスで自宅が事務所兼といった場合はどのように考えるかとの問いに、事業に関わるものを対象にしていきたいと考え、更新する設備を対象に、決定後に現地調査をして、対象にならないものに対しては補助金の返還等も考えていきたいと答弁。

同じ委員より、市内で既に補助金がこの10月から始まるということで、逆に販売する側が営業に動いているという話もあるが、取付けや販売事業者にもきちんと理解をしていただき、しっかり分かるようにしてほしいが、そのあたりの考えはどの問いに、市内電気工事屋から直接問合せをいただいております、対象になるか迷う場合など、見積を出す前にこちらに確認していただくよう話をしていると答弁。

同じ委員より、1事業者が上限の金額までということで、2品も3品も申請してくるような場合、件数で区切るという形か、あるいは金額で区切るという形か、どのように考えているかとの問いに、1事業者50万円の上限で考えているので、50万円以内が該当していく予定と答弁。

他の委員より、順次審査して可否が出るという話であったが、そうした場合は、先着というもの

がどういうところで考えているのか、3,000万円を超えた部分についてはもうそこで打ち切ってしまうのか、考えはとの問いに、受付初日はとても混雑することが考えられるので、整理券を配る方式を考えている。予算が3,000万円あるので、皆さんが50万円を出してきた場合は60事業者になってしまうが、皆さんの声がどれだけあるかということも把握していきたいので、できる限り仮受付という形で話を聞いて申請のほうを受付、取っていきたいと考えるとの答弁でありました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はございませんでした。

採決結果を申し上げます。

議案第43号、議案第46号、第47号、第48号、第49号、第51号、第52号は挙手全員により原案可決、議案第42号は挙手多数により原案可決。

以上が総務建設委員会に付託された案件の審査結果であります。

詳細は、議会事務局に委員会記録がございますので御覧ください。

以上、委員長報告とさせていただきます。

〔総務建設委員長 荒川義孝 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、岡田公作議員。

〔福祉文教委員長 岡田公作 登壇〕

○福祉文教委員長（岡田公作） おはようございます。

御指名をいただきましたので、福祉文教委員会の御報告をさせていただきます。

去る令和4年9月22日水曜日午前10時より、委員多数と市長をはじめ関係職員出席の下、付託されました議案3件、陳情4件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告を申し上げます。

議案第45号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、委員より、どのような形で説明をするのかとの問いに、会計年度任用職員には文書にて制度についての内容を送る予定で、正規職員については庁内の掲示板を活用し周知を図ると答弁。

議案第46号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第6回）について、委員より、いきいき広場の防犯カメラのデータ保存期間はどれくらいを予定しているのかとの問いに、1週間ほど保存し、自動更新で消去すると答弁。

他の委員より、近隣市の防犯カメラ設置状況はとの問いに、刈谷市31台、安城市51台、碧南市33台、知立市8台、西尾市15台と答弁。

委員より、子ども・子育て支援交付金分新型コロナウイルス感染症対策補助金等は、国から補助金の使い方の指示があるのかとの問いに、要綱があり、実績報告書も提出するように指示され

ていると回答。

議案第50号 令和4年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）について、質疑はありませんでした。

陳情第10号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情について、委員より、全ての子供たちに行き届いた教育を行うためには、少人数学級の拡充を含めた定数改善計画は不可欠であることから、賛成という意見がありました。

陳情第11号 防衛省によるミャンマー国軍士官・士官候補生の受け入れ中止を求める意見書の提出を求める陳情について、委員より、本陳情の内容については、国の外交問題により国会で議論され対処されるべき問題であると考え、この陳情に対しては反対という意見がありました。

陳情第12号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために高浜市独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情について、委員より、私立では施設や学校の方針など独自性があり充実しており、受益者負担の観点により負担はやむを得ないことから反対。

他の委員より、本市においては、他市と比べても遜色のない助成を行っていることから、趣旨採択との意見がありました。

陳情第13号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について、委員より、国や県の私学助成は増額されており、多くの家庭で実質授業料、入学金の無償化が実現されているが、趣旨は理解できるため、趣旨採択との意見がありました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありませんでした。

採決の結果を申し上げます。

議案第45号は挙手全員により原案可決、議案第46号は挙手多数により原案可決、議案第50号は挙手全員により原案可決、陳情第10号は挙手全員により採択、陳情第11号は挙手少数により不採択、陳情第12号及び陳情第13号は趣旨採択を入れて採決したところ、陳情第12号は趣旨採択3名、不採択3名により過半数に至りませんでした。陳情13号は挙手全員により趣旨採択。

以上が、福祉文教委員会に付託された議案及び陳情に関する審査の経過の概要と結果でございます。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので御覧ください。

以上で委員長報告とさせていただきます。

〔福祉文教委員長 岡田公作 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、次に、決算特別委員長、長谷川広昌議員。

〔決算特別委員長 長谷川広昌 登壇〕

○決算特別委員長（長谷川広昌） 御指名をいただきましたので、決算特別委員会の御報告を申

上げます。

本会議より付託されました案件は、議案第44号並びに認定第1号から認定第8号までです。

委員会は9月13日から15日までの3日間開催し、1日目は正副委員長の選出を行い、委員長には私、長谷川広昌、副委員長には柳沢英希委員が選出されました。

委員会記録の署名委員には、柳沢英希副委員長を指名いたしました。

主要事業の現地調査については、新型コロナウイルス感染状況を鑑み、高浜中学校のプール改修工事とトイレ改修工事の写真をタブレットに掲載して現地調査の代わりとし、証憑書類の審査は午前10時30分より行いました。

2日目は、認定第1号、歳出の7款商工費までの質疑を行いました。

3日目は、認定第1号、歳出の8款土木費以降及び議案第44号並びに認定第2号から認定第8号までの質疑を行い、質疑終了後、採決を行いました。

主な質疑の概要を御報告申し上げます。

認定第1号 令和3年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定。

歳入について。

1款市税については、歳入済額が前年度と比較して約7億8,000万円減額となっているが、その減額理由はという問いに、個人市民税が、新型コロナウイルス感染症の影響により給与所得金額が減少したため約1億8,500万円の減額、法人市民税が約1億8,600万円の減額、固定資産税については、新型コロナウイルス感染症の影響等のため約4億600万円の減額、都市計画税についても約3,100万円の減額という答弁がありました。

2款地方譲与税については、特別とん譲与税の決算額は増額している一方で、配分率が7.01%から6.72%に減少となっている。その理由はという問いに、本市としての配分率は減少したが、衣浦港全体への配分が増加したためという答弁がありました。

3款利子割交付金については34.6%減少しているが、その理由はという問いに、金融機関の預貯金利子などの減少によるという答弁がありました。

4款配当割交付金については、質疑ありませんでした。

5款株式等譲渡所得割交付金については、質疑ありませんでした。

6款法人事業税交付金については、税率が3.3%から7.7%に上がっているがという問いに、交付率の変更等に伴うものという答弁がありました。

7款地方消費税交付金については、質疑ありませんでした。

8款環境性能割交付金については、質疑ありませんでした。

9款地方特例交付金については、質疑ありませんでした。

10款地方交付税については、質疑ありませんでした。

11款交通安全対策特別交付金については、質疑ありませんでした。

12款分担金及び負担金については、質疑ありませんでした。

13款使用料及び手数料については、社会教育使用料が対前年度比228.2%増加しているが、その理由はという問いに、地域交流施設の使用料のメインアリーナとサブアリーナが通年で運営したことによるものと、生涯学習施設、吉浜公民館、女性文化センター、春日庵について、昨年度までは利用料金制を採用していたが、コロナ禍のため利用件数等の伸びがなかなか見込めないため、市へ全て使用料を納付する形に変更したことによる増加という答弁でした。

14款国庫支出金については、生活保護費負担金が減額となっているが、その理由はという問いに、医療扶助費が若干減額したという答弁がありました。

15款県支出金については、保健衛生費補助金が80.2%減となっているが、その理由はという問いに、令和2年度限定で愛知県がインフルエンザ費用を負担し補助金を交付していたためという答弁でした。

16款財産収入については、普通財産の貸付けの積算方法はという問いに、基本的には課税標準額の100分の4を乗じた額で貸付けを行っているという答弁でした。

17款寄附金については、質疑ありませんでした。

19款繰越金については、質疑ありませんでした。

20款諸収入については、延滞金が増額しているが、その理由はという問いに、延滞金の未納滞納者に対しても一斉催告をしたことと、差押えの件数も増えたためという答弁がありました。

21款市債については、質疑ありませんでした。

次に、歳出について。

1款議会費については、委託費について、訴訟の受託者が市の顧問弁護士ではないが、その理由はという問いに、訴えられたのは市であるが、その代表者が議長であったため、市の顧問弁護士に捉われる必要がないと判断したためという答弁でした。

2款総務費については、ふるさと応援事業に係るふるさと納税に関する委託料が昨年度比2倍近く増加しているが、その理由はという問いに、ふるさと納税の金額が昨年度と比べ4,000万円ほど伸びたため、このことに伴う委託金額の増加という答弁。

他の委員より、職員の衛生管理事業について、長時間労働者に対する面接指導とあるが、3名が100時間以上になった理由はという問いに、3名が選管担当職員であり、昨年10月に衆議院選挙が行われ、事務が集中したためという答弁。

他の委員より、ICT推進事業に係る総合案内サービスについて、LINEアプリの利用頻度などはという問いに、アクセス件数は1,618件という答弁でした。

他の委員より、テレワークシステムが50台となり、在宅勤務者は増加したのかという問いに、おおむね5人に1台の割合で整備しており、年間で平均2.4日間在宅勤務が行われたという答弁がありました。

3 款民生費については、小規模保育事業に係る待機児童の推移はという問いに、令和元年度は1歳児5人、2歳児6人の計11人、令和2年度は1歳児23人の計23人、令和3年度は1歳児5人、2歳児11人の計16人との答弁。

他の委員より、たかはま夢・未来塾事業に係るロボットクラブについて、世界規模の大会関係の支援はどのように行っているのかという問いには、委託料の範囲ではなく、未来塾が様々な企業から協賛金をいただいているという答弁。

他の委員より、こども発達応援事業について、子供発達に関する専門職の方で常勤は何名いるのかという問いに、市職員の保健師2名以外は非常勤という答弁がありました。

4 款衛生費については、地域医療振興事業に係る豊田会への補助金について、利子補給補助金に対する残高と利率はという問いに、残高は12億円、利率は固定金利で0.815%という答弁。

廃棄物処理事業について、リサイクルカレンダーが1万5,000枚の印刷ということで、全世帯数に配布されないのではないのかという問いに、ごみ収集する曜日の変更もなく、特にカレンダーが届かないからごみは出せませんというようなことはないという答弁でした。

5 款労働費については、質疑ありませんでした。

6 款農林水産業費については、地域農政総合推進事業に係る特産物開発プロジェクトについて、ジャンボ落花生を「でか落花生」に名称変更し、どのように広く周知を図ったのかという問いに、令和3年度よりイオンで販売を開始し、高浜産については、「でか落花生」というシールを貼っているとの答弁がありました。

7 款商工費については、いきいき号循環事業について、市内それぞれのコースの運行経費についてはという問いに、市内4コースそれぞれの運行経費については算出していないとの答弁。

他の委員より、クーポンブック発行事業について、具体的にどれくらいのクーポンの利用があったのかという問いに、1か月で100枚以上の利用があったお店もあるという答弁でした。

8 款土木費については、建築総務事業について、公共建築工事積算単価表とあるが、どのように運用しているのかという問いに、基本的には県単価ということで市内での活用、単価表にないものについては、見積などを適用したとの答弁。

他の委員より、公営住宅管理事業について、どのような修繕を行ったのかという問いに、退去者に負担を求めない経年劣化部分の修繕、入居募集に伴う美観保持のための修繕、給排水設備の故障など漏水の修繕という答弁がありました。

9 款消防費については、消防団活動事業について、市の職員が消防団に何名いるのかという問いに、消防団員105名中37名という答弁がありました。

10 款教育費については、高浜中学校プール改修工事について、今後の耐用年数はという問いに、プール槽の改装部分については15年くらいとの答弁。

他の委員より、美術館管理運営事業に係るかわら美術館指定管理料1億円について、どのよう

に評価しているのかという問いに、いろいろな工夫をしながら市民の皆さんに寄り添う美術館と
いうことを目指し運営している。展覧会の内容についても、お子様や市民の方に興味を持って
いただける内容を手がけて、市民の来館人数も増加しており、効果を発揮しているとの答弁。

他の委員より、教職員研修事業について、力量向上研修中、道徳の授業づくり研修とあるが、
対象者が希望職員となっている。その理由と参加状況はという問いに、参加する教職員が自分の
実情に合わせて力量を向上したいというものをなるべく選択できるような形を採用。参加状況は
68名という答弁でした。

11款災害復旧費については、質疑ありませんでした。

12款公債費については、質疑ありませんでした。

13款諸支出金については、質疑ありませんでした。

14款予備費については、質疑ありませんでした。

認定第2号 令和3年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入
について、県支出金が増加した理由、歳出については総務費が増加した理由はという問いに、歳
入の県支出金が増加した理由は診療報酬が増えたこと、歳出の総務費が増加した理由は人件費が
増えたためとの答弁がありました。

認定第3号 令和3年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定については、歳出の土地
取得事業に係る保有財産購入費について、準用河川鮫川用地とあるが、場所と取得目的はという
問いに、場所は清水町二丁目2番29番地、取得目的は鮫川の改修事業に伴うものとの答弁があ
りました。

認定第4号 令和3年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳出の
公共駐車場管理事業に係る指定管理者選定評価委員会において、どのような評価であったのかと
いう問いに、市民サービスがかなりよいという意見、例えば、駐車券を職員が手渡しで挿入して
いる、積極的な節電に努めているという答弁がありました。

認定第5号 令和3年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、歳出の地域密
着型介護サービス給付事業に係る地域密着型介護老人福祉施設の件数が増え、小規模多機能型居
宅介護が減っているが、その理由はという問いに、地域密着型介護老人施設の件数増加の理由は、
いこいの宿がショートステイだったものが特養に転用されたため、小規模多機能型居宅介護の減
少理由は、市内のオリーブという小規模多機能の事業所が廃止されたためという答弁がありまし
た。

認定第6号 令和3年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、歳出の
保険料還付事業について、どのような方へ還付が行われたのかという問いに、年度途中で亡くな
られた方や転居された方との答弁がありました。

議案第44号 令和3年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び認定第7号

令和3年度高浜市水道事業会計決算認定については、水道耐震管は何%に達したのかという問いに、29.1%という答弁がありました。

認定第8号 令和3年度高浜市下水道事業会計決算認定については、質疑ありませんでした。次に、採決の結果を申し上げます。

議案第44号、挙手全員により原案可決、認定第1号、挙手多数により原案認定、認定第2号、挙手全員により原案認定、認定第3号、挙手全員により原案認定、認定第4号、挙手全員により原案認定、認定第5号、挙手全員により原案認定、認定第6号、挙手全員により原案認定、認定第7号、挙手全員により原案認定、認定第8号、挙手全員により原案認定。

以上が審査過程の概要と採決の結果であります。

なお、審査の詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので御参照ください。以上で委員長報告を終わります。

〔決算特別委員長 長谷川広昌 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいまの決算特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） ただいまの報告で、認定第1号の令和3年度高浜市一般会計歳入歳出の決算認定についてですが、17款の寄附金と21款の市債について、質疑なしというような御報告があったのかなと思うんですけども、こちら質疑あったかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 7番、長谷川広昌議員。

○決算特別委員長（長谷川広昌） 恐らく質疑漏れの中で質疑があったと思うんですけども、そのあたりで割愛をさせていただきました。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

8番、黒川美克議員。

〔8番 黒川美克 登壇〕

○8番（黒川美克） 議案第42号 高浜市児童遊園等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論をいたします。

令和4年6月定例会の本郷町の子ども広場の一般質問の答弁で、「広場の土地を借地している場合、土地所有者の意向により施設が廃止になる場合がございます。代替施設を整備するには大変困難と考えております。今回の本郷町につきましては、町内にごございます高取小学校や町内防

災拠点を活用していただきたいと考えております。」とのことでしたが、本郷町の子ども広場は、本郷町でただ一つの地域住民の利用できる広場であります。近隣住民の皆様より子供の遊び場がなくなってしまうので困るとか、避難場所がなくなってしまうと困るなどの不安の声が上がっています。

数年前にも地主の方が返還してほしいという話がありましたが、地域のために必要だということで継続利用ができましたが、今回はなぜ継続できなかったのでしょうか、疑問に思います。

地域住民の安全・安心のためにも、本郷町にたった1つしかない子ども広場が継続して利用できるようお願いいたしまして、反対討論といたします。

〔8番 黒川美克 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、3番、杉浦康憲議員。

〔3番 杉浦康憲 登壇〕

○3番（杉浦康憲） 議長のお許しをいただきましたので、議案第42号 高浜市児童遊園等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、市政クラブを代表して賛成討論を行います。

こちらは、本郷町子ども広場を廃止する議案です。

長年皆さまに愛された広場ですが、残念ながら地主さんより返還してほしいとの話があり、当局においても検討されたようですが、一定の役割を果たしたこと、代わりの資源ごみの集積場所も見つかったこともあり、廃止に至りました。

長年における貸出しに感謝をするとともに、本議案には賛成といたします。

〔3番 杉浦康憲 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、15番、内藤とし子議員。

〔15番 内藤とし子 登壇〕

○15番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、反対の立場で討論いたします。

議案第42号 高浜市児童遊園等の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

本案は、子ども広場を市に貸していた地主さんから返すように言ってきたため、児童遊園をなくすための条例です。

しかし、本郷子ども広場をなくすと、近くでは子ども広場はありません。ミニパークで遊べばよいと言われましたが、ミニパークと子ども広場は遊ぶ内容が異なります。ミニパークではキャッチボールのような遊びはできません。ミニパークは小さな子供を遊ばせるのに適しているとはいえ、子ども広場では少し大きな子供になるとボール遊びなど体を使って遊ぶことが増えてきて、ミニパークでは狭過ぎます。子供たちのために、なくすことには賛成できません。

〔15番 内藤とし子 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、16番、倉田利奈議員。

〔16番 倉田利奈 登壇〕

○16番（倉田利奈） 議案第43号 市道路線の認定について、理由を述べ、反対いたします。

今回の議案は、開発行為により設置された道路が市へ帰属され、その道路を市道として認定したいという提案です。

私は、神明町の現地を確認したところ、非常に不可解な状況でしたので、調査をいたしました。

今回の開発行為は、都市計画法第29条で定められている許可を受けていますが、開発区域が3,000平米以下であることから、幹線道路までの幅員が4メートル以上必要となります。

しかし、幹線道路までの道路幅が4メートル以上ない箇所があるようで、担当部署においても、道路幅が4メートル以上あることを確認できませんでした。

救急車などの緊急車両が容易に入ることができ、災害時にも困らないよう法律に基づいた開発が必要で、道路幅が守られなければ市民の安全・安心な生活環境は保障できなくなります。もし幹線道路まで道路幅員が4メートル以上あるのであれば、幹線道路から今回の市道路認定を求め道路までも市道路認定すべきと考えますが、それありません。

また、今回、市道路認定がされてしまうと、そこから開発が広がり、本来であれば道路の幅員が6メートル必要であったり、公園の設置が必要であるにもかかわらず、それらの環境整備がなされない地域となってしまいます。実際、現地では、開発区域外にも開発行為の許可が必要であると思われる工事が現在進んできていることから、このような開発工事が進めば乱開発にもつながります。

そして、現時点において、今回の開発許可が法律に基づいていることが確認できませんので、議案に反対いたします。

〔16番 倉田利奈 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、補正予算の討論に入ります。

16番、倉田利奈議員。

〔16番 倉田利奈 登壇〕

○16番（倉田利奈） 議案第46号 一般会計補正予算について、反対の立場で討論いたします。

原材料費の高騰により、庁舎管理事業費、小・中学校維持管理事業費、生活学習施設管理運営事業費として地域交流施設の光熱費が補正予算として上がっております。

社会的にも物価の上昇が顕著なことから、これらの補正予算が上がるのは分かりますが、幼稚園、保育園や地域交流施設以外の公共施設における公共施設の光熱費については、上がってきておりません。ほかの施設については、執行状況を見ながら不足するようなことがあれば計上するという答弁がありましたが、近隣自治体では光熱費について一斉点検を行い、この9月議会に足りなくなるところは全て補正予算が組まれているところもあります。市を挙げて一律に調査していく必要があると考えます。

また、みどり学園運営事業として工事請負費137万7,000円が計上されており、工事内容は、門

扉の設置と照明の増設とお聞きしました。みどり学園改修工事が既に始まっているこのような時期に予算が上がってきているのが、理由が分かりません。

また、保育園管理運営事業における補助金の対象についてお聞きしたところ、人件費に充当できないと思われる答弁でしたが、結果的には充当できることが分かりました。国からの補助金も国民の税金ですから、どのように運用できるのか明確に御答弁いただき、また、保育現場にも詳細かつ具体的に説明できるようにしていただきたいと要望いたします。

主要新規事業として、いきいき広場管理運営事業工事費156万2,000円が計上され、いきいき広場に防犯カメラの設置が予定されております。近隣市において、庁舎に防犯カメラは設置されておりますが、入口や駐車場、またはセキュリティがかかっているところにカメラが設置されていることが分かりましたし、ロビーやカウンターがカメラに映るような自治体は、それぞれ運用に関する要綱や要領があります。この間の高浜市の答弁では、管理者の指示の下、データを管理するとのことですが、明確な要綱を明文化して示していただかないと、管理者が代わるたび運用が変わってしまう可能性があります。

また、今回は本庁舎ではなく、いきいき広場のみの設置予定となっております。いきいき広場は、今後図書館も入る予定ですし、マシンスタジオや小規模保育施設もあり、夕方には高校生が勉強したり集う複合施設となっております。特に、福祉の窓口がある場所ですから、DVやその他非常にデリケートな相談内容で市民が訪れる大事な場所です。

そうしたことから、今回、いきいき広場にだけ防犯カメラを設置することは、市民から理解されないことと思います。

また、近隣のほとんどの自治体において、防犯カメラの設置は迷惑行為、いわゆるクレマーの対策でないことも確認しました。防犯カメラの設置に当たっては、明確な運用を示した要綱を作成した上で設置すべきと考えます。

以上のことから、議案第46号 一般会計補正予算について反対いたします。

〔16番 倉田利奈 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、3番、杉浦康憲議員。

〔3番 杉浦康憲 登壇〕

○3番（杉浦康憲） 市政クラブを代表して、議案第46号、議案第52号について、賛成討論を行います。

初めに、議案第46号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第6回）についてです。

今回の補正は、いきいき広場の施設内への防犯カメラの設置と小・中学校への光熱水費の増額が主なものです。

皆さん御承知のとおり、いきいき広場には、窓口に来られる方、会議等に参加や小・中学生の自習の場として多くの市民の方が来庁されています。中には、残念ながら、自分の意に反した結

果からか庁舎内で大声を出すなど迷惑行為が多発し、それを目撃した市民の方から苦情も発生しているようです。

警察にも相談され、今回の防犯カメラの設置を指導されたようです。

近隣の自治体でも同様の目的で設置されていること、管理者によるデータの管理等プライバシーに配慮されていることもあり、犯罪抑止にも一定の効果が認められる防犯カメラの設置には賛成をいたします。

もう1点、小・中学校の光熱水費の増額ですが、コロナ禍や原油高、円安傾向等の影響もあり、現在電気、ガス料金が高騰しております。このままでは当初予算が尽き、児童・生徒の安心・安全な学習環境を守ることができません、速やかな増額に賛成をいたします。

次に、議案第52号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第7回）。

こちらは、コロナ禍の長期化による売上高の減少、こちらも原油高や電気代、燃料費等の高騰は、市内事業者にとって厳しい経営環境が続いております。

省エネ設備の更新を補助することは、固定費の削減から経営環境改善の一助となります。

この施策においては、新聞報道以降、私たち議員はもとより、当局にも毎日多くの問合せがあるように、非常に多くの事業者が注目し、期待をしており、賛成とします。

市政クラブとしてこれらの2議案に賛成すると共に、多くの議員の賛同をお願いし、賛成討論といたします。

〔3番 杉浦康憲 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 討論の途中ですが、暫時休憩いたします。再開は11時5分。

午前10時53分休憩

午前11時5分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き討論を再開いたします。

次に、決算関係議案の討論を再開します。

15番、内藤とし子議員。

〔15番 内藤とし子 登壇〕

○15番（内藤とし子） それでは、議長のお許しを得ましたので、決算関係の議案について、反対の立場から討論させていただきます。

議案第44号 令和3年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

高浜市は、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大で、市の水道基本料金の4か月間軽減でお茶を濁しましたが、継続すべきでした。令和3年度も、市民のためには基本料金軽減をすべきです。コロナで自粛を強いられ、また年金を下げられ、後期高齢者医療制度など窓口負担は増え、市民は我慢ばかり強いられています。せめて水道の基本料金でも軽減してほしいとささやかな願

いを持っているんです。

令和2年度で軽減できたのです。引き続き軽減している自治体もあります。市民のために軽減すべきです。

認定第1号 令和3年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について。

令和3年度の高浜市施政方針演説で、八幡町、新田町の雨水排水対策の検討を進めてまいりますと言われました。新田町、八幡町の方たちは、冠水がいつあるかとびくびくしておられます。中吉新田の樋門にポンプがつき、町内の方たちの不安が改善されれば非常にうれしいことです。これは早急に改善を進めてほしいと考えます。

本案は、歳入決算額181億7,836万9,774円、歳出決算額172億4,771万6,908円、対前年度比、歳入がマイナス22.7%、歳出がマイナス24.4%となっており、実質収支額は8億7,763万2,866円です。資本金10億円以上の法人への不均一課税について、山積する住民要求や政策課題に応えるためにも、財源として早急に実施することを求めます。

高浜市も、全国で24%以上が実施している不均一課税を実施するよう求めます。都市計画税については、目的税で0.3%納めています。碧南市は0.25%、西尾市は0.28%で、市民の重税負担を軽減しています。税率引下げを求めます。

歳出では、マイナンバーカードが3年度に7,349枚発行、令和4年度は8月末でこれまで2万1,554枚発行しています。政府は交付増に躍起です。市民がどうしても必要となっていないのに、カードを持つと便利になる、今ならポイントがつくと宣伝して、政府は国民に12桁の番号を付与し、税や社会保障、運転免許証、保険証などをひもづけし、個人情報漏れることが懸念されています。先日20日、政府は、2022年度末までのマイナンバーカード取得者にポイントを付与するマイナポイント第2弾について、9月末までの申請期限を12月末まで延長すると発表。政府はほぼ全ての国民のカード取得を目標に掲げていますが、現在の交付率が5割弱にすぎないことを受けての方針転換です。

しかし、同カードによる国民健康保険証利用のための顔認証つきカードリーダーを実際に運用している医療機関は全国で28.7%しかなく、医療現場から、コロナ対応で疲弊する現場を振り回すなどの不満の声や、ポイントが欲しければ国民の個人情報を出せというやり方だとの批判の声が上がっています。市内でも、保険証として使えますと聞いてカードを作ったのに使えないことが分かり予定が外れたと怒っておられた方もいます。窓口は間違っただけを言ってカードを勧めてはいけないと考えます。

窓口業務負担で高浜総合サービス株式会社に2,548万7,000円の支出がありますが、本来公務員が行わなければいけない業務であり、偽装請負、違法派遣の指摘がされる不安のある業務です。

4款衛生費は、地域医療振興事業が移転新築費2億円、利子補給補助978万円、経営基盤強化補助3,000万円、固定資産税補助4,032万4,300円の市税が高浜豊田病院分院に支払われています。

合計2億8,492万6,919円の多額の市税が一民間病院に支払われているのです。さらに、移転新築費補助金や経営基盤強化補助金は、建設当初から10年間にわたって支払っていくことになります。一民間病院の固定資産税や都市計画税を払い続けることに市民の理解が得られるとは思いません。

図書館は、かわら美術館やいきいき広場に分散されることになります。また、これまで8万冊の本が開架書庫としてあったのが、今後は2か所合わせても2万冊か3万冊にしかないというのでは、図書館とは言えません。さらに何冊になるのか、担当が分からないというのでは話にもなりません。

現図書館の雨漏りについても、本に雨がかからないからと修理の計画もないのは問題です。雨漏りがするというのは、放置すればするほど被害が大きくなることは分かり切ったことです。早急に改善すべきです。

いきいき号の利用者が少ないとのことですが、市内を運行する便は、市内4方向を2台で回っています。刈谷総合に行く便は1台専用で走っています。市内を3台で運行していたのを1台を刈谷に、市内をあと2台で運行するようになってから、便利が悪い、停留所が遠い、高浜豊田病院に行きは止まるが帰りは止まらないなどなど苦情が寄せられています。

もう一つ、タクシーの運転手さんのマナーが悪いことがあり、何人かの方から、もう乗るのをやめたという声があることです。利用者が少ないのを嘆く前に、これらの声を解決すべきです。

特別会計決算。

決算認定第2号 令和3年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

本案は、2021年度の国保会計決算ですが、国保会計加入者の現状は、高齢者が増え、さらに成年の非正規雇用者の加入なども増えています。そのため、国保は事実上、低所得者でほかの医療保険に入れられない人々の医療保険となっています。加入者の所得は年々低下しているにもかかわらず、保険料は年々上がり、支払いは困難になり、高くて払えないとの声が出ています。国保加入者の中にも貧困と格差が拡大する社会の中で、短期保険証も令和3年度で世帯数4,750世帯のうち280世帯に発行されています。保険料が高くなった原因は、医療費の増加とともに、国が国庫負担率を引き下げたことが大きく影響しています。国保の被保険者は所得の少ない方が多く加入している保険で、国の手厚い援助がなければ成り立たない制度です。国の責任を棚上げしたまま国保の財政危機を根本的に解決することは不可能です。ですから、国庫負担を増やすなどの手だてを取るよう国へ強力に要請すべきです。この面では、知事会や市長会なども同じように発言しています。

同時に、本市独自の施策として、一般会計からの繰入れを増額して、国保加入者の命と健康を保障するよう求めます。

国保に関する観点では、市長は相互扶助の立場に立っていますが、同法は第1条で、この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与すること

を目的とするとうたっており、国保の社会保障の位置づけは明瞭であり、認識を改めるべきです。

認定第5号 令和3年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

本案は、令和3年度の介護保険制度についての決算です。令和3年度の国からの調整交付金は2.91%、7,614万7,000円であります。これは、介護保険の国の負担分はもともと25%であるはずなのに、国は20%を負担して、あと5%については調整交付金として人口割だとかを持ち出しているのです。最低25%は国の責任で見べきです。

高浜市は滞納者130人で、減少していないどころか増えています。第1段階、第2段階の免除を求めます。高浜市は、愛知県内でも近隣5市でも保険料がトップクラスで、これは上乗せ横出しサービスの制度があるからですが、そのうち介護支援券の制度や住宅改修の制度は市の福祉施策で行えば引下げができます。

さらに、特別養護老人ホームに入るには、要介護3以上でなければ入れないことになっていますが、利用者も事業者も困るような制度は見直すべきです。

障害者控除認定書について、全ての介護保険認定者に発行すべきです。令和3年8月から特養などに入所している人の食費が引上げ、貯金が一定以上ある人からは負担が増えるなど、社会福祉が改悪され、制度が利用しにくくなっています。国民のためにつくった制度で国民が苦しめられるのでは、まさに政治は逆さまと言わなければなりません。

以上、理由を述べて反対討論といたします。

認定第6号 令和3年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

本議案は、2年ごとに改定になる制度です。令和2年度から保険料が約10%改定で上がり、また、7割5分などの低所得者保険料減免率が下がることにより、保険料が引上げになっています。この制度は、保険料もさることながら、年齢で差別をして保険料も医療も差別する世界にも例のない制度であり、賛成できません。

後期高齢者医療制度は廃止し元に戻して、財源など問題点を国民の合意で改善し、高齢者の窓口負担を無料にし、高齢者の老後を安定・安心したものにすべきです。

さらに、今年の10月から、所得が1人世帯で200万円以上ある方の医療保険、医療費窓口負担を2割、また2人世帯では350万円以上の年収がある方の窓口負担を2割にするなど、もつてのほかです。年金は下げられ、後期高齢者窓口負担を2割にするなど、批判の声が高まっています。

認定第7号 令和3年度高浜市水道事業会計決算認定について。

本案は、2021年度の水道事業決算ですが、人間が生活する上でなくてはならない水に消費税をかけていることは認められません。愛知県内の水需要は、企業の再利用や原水活用などで減っている中、豊川用水の上流部で建設されている設楽ダムは、総貯水容量9,800万立方メートルに総事業費3,000億円もかけて進めようとしている巨大公共事業です。建設予定地は、地質地盤条件が特に悪い場所で、1960年代に電源開発が入ってすぐに撤退した場所です。ダム湖に水がたまり

ば、地滑り、液状化、地下水汚染や漏水のおそれがあります。環境を破壊し、地域住民に危険を押しつける設楽ダム建設を愛知県が推進することは許されません。市は県に対して、ゼネコン型のダム建設の見直しを迫るべきです。

以上、反対討論といたします。

認定第8号 令和3年度高浜市下水道事業会計決算認定について。

本案の業務は、令和3年度は67.4%の普及率です。この中で接続率が低いのは、平成30年度56.0%となっていますが、経済的な問題があつて接続を渋ってみえるのではないかと考えます。高齢者世帯など経済的弱者に対して接続工事費の助成等、きめ細かい施策の実施を求めます。

反対討論を終わります。

〔15番 内藤とし子 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、4番、杉浦浩一議員。

〔4番 杉浦浩一 登壇〕

○4番（杉浦浩一） それでは、議長のお許しをいただきましたので、認定第1号、第2号及び第5号から第8号まで、市政クラブを代表しまして賛成の立場で討論をさせていただきます。

令和3年度は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響下にあり、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の解除以降は、厳しい状況は徐々に解除されて持ち直しの動きが見られるようになりました。ただし、オミクロン株を含めた新型コロナウイルス感染症による内外経済への影響、供給面での制約や原材料価格の動向による下振れリスクに十分注視するとともに、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がありました。

こうした中、予算編成では、新たな日常へのチャレンジ予算といった方針を掲げられ、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を見据え、コロナ禍における限られた経営資源をより一層効果的、効率的に活用するとともに、感染症収束後の新たな日常などの社会変容に対応して、積極的な財政政策が行われてきたものと理解しております。

まず、認定第1号 令和3年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定についてですが、歳入総額は181億7,836万9,774円、歳出総額は172億4,771万6,908円となっています。昨年度と比較すると、歳入では22.7%の減少、歳出では24.4%減少しております。

主な要因としては、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として特別定額給付金の支給が行われていたため、歳入歳出とも決算額が大きく増加しました。その反動で、令和3年度は大幅に減少したものと分析しております。令和元年を見てみると、令和3年度と比較すると、歳入歳出も微増であることが分かります。

歳入歳出を差引きした残高は、対前年度比131.3%増の9億3,065万2,866円となり、令和元年度の水準にほぼ回復したということが分かります。

歳入に関しては、市税をはじめとした自主財源の割合は歳入全体の57.2%となり、昨年度の

48.4%より約9%上昇しております。その要因は、新型コロナウイルス感染症対策の国庫補助金が大幅に減少したことが主な原因であります。

財政調整基金については、約1億1,000万円の繰入れが行われ、令和3年度末の残高では約20億円と減少しております。

市税についても、主に市民税及び固定資産税の減少により、85億7,116万7,305円、前年度と比較して8.4%の減少となっております。

また、市税全体の収納率は97%と、前年度と比べて0.3ポイント上昇しており、徴収の成果が表れているものと評価いたします。今後も自主財源の確保と税負担の公平性の観点から、収納率の向上に努めていただきたいと思います。

一方、歳出につきましては、事業の重点化の下、着実に実施されています。

基本目標の1、みんなで考え、みんなで汗をかき、みんなのまちを創ろうでは、みんなでまちづくり事業として多文化共生コミュニティセンターを整備したことで、外国人へのサポート体制の強化が図れたとともに、外国人住民と地域住民の交流を通して、お互いの文化と習慣を知るきっかけができたと思います。

また、市制施行50周年記念事業では、徹底した感染対策の下、記念式典のほか、高浜市市民会議50企画事業、市民アイデア事業を多数実施されました。

また、教育への投資には力を入れており、ハード面では、港小学校の長寿命化改良事業のための実施計画等業務委託や高浜中学校プール及びトイレの改修工事などが行われ、学習環境の一層の向上が図られました。

ソフト面では、教育委員会運営事業において、学校と保護者のパソコンやタブレット、スマートフォンをつなぐ連絡システムを導入したことにより、学校、保護者の情報共有が迅速となり、両者の利便性の向上につながりました。

最後になりますが、長期化するコロナ禍に加えて、原油価格・物価高騰の影響もあり、今後も厳しい財政運営になろうかと思いますが、将来を見据え、歳入歳出両面から徹底した見直し及び経常経費の削減に果敢に挑んでいくことを期待し、賛成討論とします。

続いて、認定第2号 令和3年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。国民健康保険制度は、被用者保険に加入できない自営業の方や就業していない方の受皿となるもので、年齢構成が高く、低所得の方が多いといった問題や、財政運営上の課題がありました。

これらの諸問題を解決するため、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村国保の財政調整の役割を担うようになったことで、国民健康保険事業が安定的に運営されることになったほか、事業の標準化、効率化が進んでいます。

また、健全な税制運営は依然として保険者にとって大きな課題となっております。そのためには

収納率の向上や、国保の保険者努力支援制度によるインセンティブを活用した歳入増、医療費の適正化による歳出の削減などの取組が重要と考えております。

まず、収納率については、現年度課税分は92.9%、対前年度比0.6%アップ、また滞納繰越分においても38.6%、対前年度比5.7%アップしており、税務グループと連携しながら収納対策の強化に積極的に取り組まれました。

また、医療費の適正化への取組としては、ジェネリックの推奨、重症化予防事業をはじめとして、被保険者の方の早期受診や健康の保持・増進に努められています。

今後は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、医療費の変動や景気の後退など国民健康保険制度を取り巻く課題はより大きなものになると思われます。

また、セーフティネットとしての役割もさらに重要になってまいりますので、国や県とともに健全な財政運営に向けた一層の努力を行っていただけるよう要望し、認定第2号に対する賛成とさせていただきます。

続いて、認定第5号 介護保険特別会計歳入歳出決算では、第8期の介護事業計画1年目となる令和3年度では、保険給付費の支出済額が28億745万円となっており、ほぼ計画どおりとなっております。

このことは、各地区で行われている健康体操、健康自生地といった介護予防を重視した施策の成果が表れてきているものと感じます。

少子高齢化社会の進行とともに、介護保険制度自体の継続した安定的な運用が求められてくる中で、本当に支援を要する人が必要なサービスを利用できるようになるために、将来を見据え、取り組まれている点は評価に値するということで、賛成討論とさせていただきます。

続いて、認定第6号 令和3年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてですが、本市の後期高齢者医療制度における被保険者数は、令和3年度に若干増加しました。今後増加傾向にあると思われます。後期高齢者医療保険料の収入済額は4億4,235万6,440円で、令和2年度に比べて153万2,040円の増加となりました。

しかし、収納率に目を向けてみると、令和3年度は99.3%となっており、ここ数年、高い水準で推移しております。税務グループと協力して高い収納率を維持されていることは、健全な財政運営や高齢者の方々が安心して医療を受け続けられることにつながってまいりますので、今後も継続していただけるようお願いいたします。

高齢化社会が進展し、医療費の増加が見込まれる中、国民皆保険制度をいかに持続可能なものにしていくかが重要な課題となってまいります。2025年度には団塊の世代の皆さんが後期高齢者の仲間入りをする中で、後期高齢者医療保険制度は大きな存在となることは間違いありません。

これからも愛知県後期高齢者医療広域連合との連携を密にされ、適正に運営されることを要望し、認定第6号に対する賛成討論といたします。

次に、認定第7号 水道事業会計決算では、給水量は前年度と比較して増加し、水道料金収入の基礎となる有収水量も増加しています。このことは、水道水を効率よく運用されているということでもあります。財務状況も良好な数値であります。これは、計画的な管路更新事業や漏水防止対策等によるもので、経営努力は評価できるものであります。

今後も健全経営の継続に努めていただくとともに、安心・安全な水の安定供給をお願いして、賛成とさせていただきます。

次に、認定第8号 下水道事業会計では、21.7ヘクタールの整備が行われ、供用開始区域面積は581ヘクタール、普及率は67.4%となっております。平成10年の開始から23年ほど経過していますが、全体計画に占める整備面積の割合は6割強、ほぼ7割に達し、今後についても引き続き未整備区域の事業推進に努めていただき、都市の健全な発展、公衆衛生の向上に寄与し、公共用水域の水質保全に対する努力を求めたいと思います。

下水道の整備には膨大な費用がかかるため、財源の確保をしっかりと行い、下水道事業経営戦略に基づき、計画的に進めていくことをお願いし、賛成討論とさせていただきます。

以上をもちまして、認定第1号、第2号及び第5号から第8号までの賛成討論とさせていただきます。

〔4番 杉浦浩一 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、16番、倉田利奈議員。

〔16番 倉田利奈 登壇〕

○16番（倉田利奈） 認定第1号 令和3年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について、理由を述べて反対いたします。

I C T推進事業、窓口申請書作成支援システム導入業務委託料については、なぜ市民窓口グループで設置された窓口申請書作成支援システムが、現在介護障がいグループに設置されているのか、理由がよく分かりません。

運用するのであれば、一番市民が利用する市民窓口グループで活用できているはずですが。以前聞取りをしたところ、10回に1回正常に読み取れればいいほうで、ほとんどが正しく読み取れないため逆に手間がかかるというお話もありました。新しいシステムを導入する場合は、納品の際にしっかりと検査を行い、確実に利用できることが確認できてから代金の支払いをすべきではないでしょうか。

また、テレビ電話についても、テレビ電話で話ができたとしても、各部署にしか申請用紙がないため、結局、本庁に来た方がいきいき広場まで行かなければ申請できない状況にあります。今まで私は、残念ながらテレビ電話を活用されているところを見たことがありません。

また、昨年度の実績について、毎日平均何件の実績があるのか、しっかり効果について答弁していただかなければ判断することはできません。

2 款情報公開費については、情報公開審査会の決定がまだされていない案件で一番古いものが令和元年6月の請求案件ということで、3年も前の案件について決定がされていないのは非常に問題です。情報というのは、欲しいときに欲しい情報を得ることができなければ意味がないことが多く、開かれた市政運営を進めるためにも早急な改善が必要です。

生涯スポーツ推進事業として、スポーツ施設指定管理料についてたかはまスポーツクラブに委託費の支払いがあります。この指定管理料には学校開放事業の管理運営費も入っているということでしたが、学校開放事業は小・中学校で行っている事業ですから、本来指定管理の範囲として契約することは問題があると考えます。

また、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、愛知万博メモリアル愛知県市町村対抗駅伝競技大会、高浜市民駅伝大会、高浜市民マラソンは中止となりましたが、高浜市駅伝大会はたかはまスポーツクラブが管理しているグラウンドで行われることから指定管理の範囲となりますが、ほかの2つの大会においては、指定管理としてではなく、委託事業として別で契約を行うべきではないでしょうか。

生活困窮者自立支援事業として、アウトリーチ支援が1名、会計年度任用職員として配置されています。現在、いじめや不登校など児童や生徒に関わる問題は、教育現場だけで解決を目指すのではなく、こうした問題を本庁の中で取り組む体制づくりをしていくべきであるという研究者の声もあります。

プッシュ型の支援が今後はより一層求められておりますので、会計年度任用職員1人での対応では追いつかないのではないのでしょうか。正規職員の配置も求めたいと思います。

地域医療振興事業として、協定書に従い令和3年度は豊田会に移転新築費補助金2億円、利子補給補助金978万円、経営基盤強化補助金3,000万円、固定資産税等補助金4,032万4,300円を豊田会に財政支援したことが主要施策成果説明書に掲載されております。

掲載されていないものとして、旧刈谷豊田総合病院高浜分院の草刈り費用及び建物に対する保険料、公共料金が合わせて42万6,666円、そして高浜豊田病院の敷地の中で高浜市が所有している土地は無償貸与となっています。特に、病院として現在機能していない旧刈谷豊田総合病院高浜分院に対して、固定資産税及び都市計画税を高浜市が負担することは理解できませんし、建物は豊田会の所有物であるにもかかわらず、市が費用をかけて管理していることは、多くの市民から理解していただけるのでしょうか。

また、利子補給金978万円は、移転新築補助金を10年間で毎年2億円ずつ、合計20億円支払っていく中で、現在残金が12億円残っているため、これに係る利子相当額となっています。金利は固定金利で0.815%となっていることから、非常に高い金利となっております。利子だけでも約1億円を払っていくことになることから、金利の見直しを求めることも必要ですし、いずれ豊田会が必要になってくる取壊し費用と移転新築補助金を相殺するなど、協定書の見直しが必要で

あると考えますが、見直す予定がないということで、税金の無駄遣いを放置していると考えます。

高浜豊田病院は、新築移転をする理由の1つとして、経営状況を改善するため透析施設を設け、透析ベッドを30床準備することとなっていました。透析件数は令和2年度は1日平均17.1件で、令和3年度の情報はいまだありません。そして、高浜市には令和3年度、透析患者が55名いらっしゃるにもかかわらず、高浜豊田病院で透析を受けている方は20名でした。

ほかにも、新築移転の目玉となる眼科の手術件数やリハビリ施設の利用件数も把握されていない状況でした。

高浜市長は豊田会の経営に関わる理事の1人であることから、協定書の見直しはもちろんです。高浜豊田病院の経営状況を把握し、なぜ高浜豊田病院で透析を行う市民が少ないのか現状を分析し、改善に努めていかなければ、いつまでたっても補助金を出し続けることになりかねません。

来年度からは、透析ベッド30床を1日2回転する予定であるという答弁がありましたが、わざわざ新築移転したのですから、なぜ開院当初からできなかったのか理解に苦しみます。

透析を担当するドクターの確保が、今までできてこなかったのであれば、なぜ中央公民館を早急に取り壊してまでも病院の新築が必要であったのか、よく分かりません。

4款衛生費における廃棄物処理事業では、高浜市ではリサイクルカレンダーを約1万世帯に町内会を通じて配布していますが、これは全世帯の約半分の世帯にしかリサイクルカレンダーが配布されていないということになります。クリーンセンターを一部事務組合の構成団体として衣浦衛生組合と一緒に運営している碧南市では、ごみカレンダーは町内会を通じ、ごみ袋100枚と一緒に配布していますが、町内会に入っていない市民にははがきを送り、はがきと一緒にごみカレンダー、ごみ袋を交換することとなっています。リサイクルカレンダーは、ごみをいつ、どのようなごみを出せるのか確実にお知らせするためにも、全市民に配布できるようにすべきと考えます。

そして、衣浦衛生組合負担金は、碧南市、高浜市の両市の人口により案分された金額となっています。衛生組合に持ち込まれた可燃ごみの排出量は、1人1日平均、碧南市が921グラムで高浜市が797グラムとなっていることから、碧南市民のほうが断然ごみを多く出しています。

また、サンビレッジの利用も、碧南市民は65歳以上の市民に無料の利用券を配付していることから、断然碧南市民の利用が多くなっています。

以上のことから、負担金について、単に人口で案分するのでは、高浜市が損をしていると言わざるを得ません。見直しが必要です。

また、ごみの処理の仕方についても、碧南市と高浜市では処理方法が異なります。碧南市では、卵のパックよりも柔らかいプラスチック、例えば梱包されていたビニール袋などのプラスチックは可燃ごみとしてごみの袋に入れて出し、クリーンセンターで燃やして処理をします。しかし、

高浜市では、容器包装プラスチックを業者に委託処理を行い、昨年度は2,864万4,000円で中間処理をし、最終処理に10万1,051円をかけています。明らかに高浜市は多くのお金をかけてプラスチックを処理していることから、税金の無駄遣いにつながっていると考えます。

7款商工費、高浜高校SBP成長応援業務委託について、委託費を随意契約により昨年は135万3,000円の歳出がありました。SBPはソーシャルビジネスプロジェクト、地域ビジネス創出事業の略で、高校生が主体となり、地域の熱量を持った大人たちと関わりながら、地域の課題をビジネスの手法を用いて解決していく取組です。この事業について、意欲のある高校生が取り組むことはすばらしいことであると考えますが、一民間企業に対し税金を使って業務を委託することに違和感を感じます。

また、SBPの5つの要件の1つとして、高校生等の取組であると決められています。一高校のクラブ活動ではなく、広く高校生世代が挑戦できるようにしていただきたいと考えます。

また、ビジネスの手法を用いているという要件もあります。ビジネスとして成立させるのであれば、毎年自治体から補助金をもらい一企業に委託をして事業を行うのではなく、自分たちで事業を展開し、売上で事業を推進、継続できるようにしていくことが、ビジネスとして成り立つことではないでしょうか。

10款教育費における小学校、中学校の給食運営事業では、給食費の原材料の高騰にどのように対応しているのか、この間お聞きしてきましたが、今現在も栄養教諭さんのほうで検討を進めておりますので、結果のほうはまだこちらに届いておりませんと答弁がありました。既に私立の保育施設には補助金が投入されております。なぜ公立学校において素早い調査と対応ができないのか理解できません。

物価の高騰は歯止めがかからない状況で、子供たちが心配することなく楽しい給食の時間になるように、私は対策が必要であると考えます。

本市では、保護者から集めた給食費は学校別の給食会計として処理されるため、未納となった給食費はほかの保護者が負担することになりますし、物価の高騰に対しても、公金を投入することが難しくなっています。他市では、学校給食が市の一般会計の中に入る公会計であるため、物価の高騰分をうまく吸収できているところもありますが、高浜市においては、依然旧来の会計処理を続けています。教員の働き方改革のためにも、公会計処理にし、未納者への対応も当局が行うように改善すべきと考えます。

高浜小学校整備事業におけるPFI事業に、昨年度は7,574万35円支出がありました。PFI事業は、SPCが建設し管理運営していく1社丸投げの契約になることから、建設時にはどんな部材がどのように使われて建設されているのか、市がチェックすることができない仕組みとなっています。昨年度、地域交流施設において廊下の壁のひび割れが発見されたため、その後の対応についてお聞きしましたが、ひび割れの状況について把握していないという答弁でした。毎年モ

モニタリングを行うことになっており、昨年度は維持管理モニタリング支援を委託し、451万円支払っています。モニタリング結果についてしっかり把握し、改善すべきところはしっかり指摘していかなければなりません。不具合についてあまりにも無責任な答弁でありましたし、そのような答弁では、生徒や教職員、そして市民が安心して利用できる公共施設と言えなくなってしまうのではないのでしょうか。

小学校の電気料が昨年度一番安価であった学校は翼小学校で139万円余りであったのに対し、高浜小学校は1校飛び抜けて高く、823万2,785円でした。なぜ高浜小学校だけこのように高いのかお聞きしたところ、高浜小学校の電気料金につきましては、たかぴあに関する電気代全てこちらで支払いをさせていただいておりますという答弁でした。しかし、その後の私の調査で、地域交流施設の電気料金が163万7,021円、児童センターが61万3,979円ではありますが、いずれも高浜小学校の電気料金823万円に含まれていないことが分かりました。このような間違った答弁では、予算書自体の信用もなくなり、予算審議ができなくなる可能性があります。

生涯学習施設管理運営事業における駐車場借地料では、地域交流施設職員等駐車場を86万4,000円で借りていました。なぜ委託先の職員の駐車場を市が契約し借りているのか、全く理解できません。

私の一般質問で明らかになりましたが、かわら美術館駐車場は、市が行政目的のために借りた借地を無償で民間に貸しました。民間へ又貸しすることも問題ですが、民間から賃料が入っていません。そして、固定資産税及び都市計画税が非課税のまま処理されていることも分かりました。

このようなことが横行すれば、本来歳入として入る利用料や賃料が入らなくなることから、借地契約について、いま一度全ての土地について見直すべきではないのでしょうか。

高浜市は、多くの事業を株式会社高浜市総合サービスに委託しています。また、保育においてはほとんどの園を民営化し、市が直接運営しているのは吉浜北部保育園、吉浜幼稚園、高浜南部幼稚園の3園のみとなってしまいました。ほかにも多くの事業を委託や指定管理により運営を行っております。

確かに建築や土木工事など委託でしかできない事業もありますが、市が直営でできることもたくさん委託しています。現在、消費税が10%になったことから、委託料の10分の1を消費税として支払わなければならないなくなっていますので、改めて委託すべきかどうかを財政面だけを考えても再検討が必要です。

そして、官製ワーキングプアの問題もあります。働く人のため、よりよい市民サービス提供のためにも、直営でできることは直営に戻していくことも考えていかなければならない時代に入ったと考えます。

また、問題があると思われる1社随契が幾つもありました。随意契約についても、漫然と契約することがないように、いま一度しっかり見直す必要があります。

決算特別委員会では、一つ一つ質疑を行い答弁いただくことで、来年度の予算編成の際、改善や検討を行っていただくためにも、あえて細かいことや厳しいことを申し上げました。我々議員は、公の場において議員の責務である市政の監視及び牽制は、議会や委員会での質疑や質問でしかできません。どんな些細なお金でも市民の税金であり、市民が納得できる使い方をしてほしいと強く市民は要望されております。

今回の決算特別委員会では、事実と違う答弁やごまかしの答弁が目立ちました。来年度に向け、市民に確実に説明責任を果たせるような予算編成をしていただくよう要望いたしまして、反対討論を終わります。

〔16番 倉田利奈 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 討論の途中ですが、暫時休憩いたします。再開は13時。

午前11時59分休憩

午後1時00分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き、討論を再開いたします。

次に、陳情の討論に入ります。

15番、内藤とし子議員。

〔15番 内藤とし子 登壇〕

○15番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、賛成の立場で討論いたします。

陳情第11号 防衛省によるミャンマー国軍士官・士官候補生の受け入れ中止を求める意見書の提出を求める陳情。

本陳情に対して反対の意見として、国の外交問題だから云々、反対という意見もありましたが、ミャンマー国軍に対抗して平和と民主化を求めるミャンマー国民の粘り強い戦いは、困難の中にあっても継続し、その戦いはミャンマー国内だけではなく、世界各地に連帯の輪が広がっています。

昨年2月に発生した国軍の軍事クーデターから1年半余りが過ぎた中、クーデター後、防衛省は、ミャンマー国軍の士官候補生及び士官を留学生として受け入れ、軍事訓練等を行うことが明らかとなりました。

その中で、防衛省は、今年20日、防衛大学校などへのミャンマー国軍留学生の受入れを来年度以降停止すると発表しました。クーデターで実権を握った軍事政権が7月、民主活動家の死刑を執行したことを踏まえ判断したものです。

同省によると、同国軍から防大に9人、陸上自衛隊と航空自衛隊に各1人の計11人が在籍しています。日本の国も来年度以降、受入れを停止すると決めるほど、ミャンマーの内情は厳しいものがあります。

よって、この陳情には賛成いたします。

陳情第12号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために高浜市独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情。

愛知県では、高校生の3人に1人が私学に学び、私学は公立高校と同じ公教育の場として大きな役割を担っています。一昨年から国は、年収590万円未満世帯の授業料実質無償化を実施し、愛知県では、国による就学支援金の増額分を全額増額して、年収720万円まで授業料と入学金を無償化し、私学で学ぶ生徒の約半数の世帯まで無償化されました。

しかし、公立高校は年収910万円未満まで無償化されていますが、私学は年収720万円から820万円未満の世帯でも初年度納付金で約34万円、年収910万円未満世帯では約54万円という大きな学費負担が残されています。

私学助成については、国はもとより、高校以下の教育に直接責任を負う県の役割も重要ですが、父母負担の公私格差が抜本的な解決に至っていない実情を踏まえ、全ての子供が親の所得にかかわらず等しく教育を受ける権利を保障し、学費負担の公私格差を是正するために、市独自の授業料を拡充してくださいというこの陳情には賛成です。

市政クラブからは、受益者負担という意見や、他市では補助金を出していないところもあるが、市は補助金も出しているという意見も出ました。私学に学んだ教育も、その先、社会へ返していくというのが世界の考えではないでしょうか。そのためにも、私学助成の拡充を願う本陳情には賛成いたします。

[15番 内藤とし子 降壇]

○議長（鈴木勝彦） 次に、2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） 議長の御指名をいただきましたので、陳情第12号の反対討論を市政クラブとしてさせていただきます。

この陳情第12号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために高浜市独自の授業料助成制度の拡充を求めるという陳情ですが、本当に私立高校と公立高校では、私立のほうが施設や学校の方針など独自性があり、非常に充実しております。部活動とかに関しましても、公立よりも非常に力を注いでくれている教育をされていたりもいたします。

この受益者負担ということで、ある一定の保護者の方の負担はやむを得ないというふうを考えております。

本当に県下で見ますと、補助金もやめている自治体もあることを考えますと、高浜市、こういう補助金が出ておりますので、大変評価ができると思います。

一昨年から、国は年収590万円未満の授業料実質無償化を実施しておりますし、愛知県では、国による就業支援金の増額分を年収720万円未満が無償化になっております。したがって、私立高校生に対する高浜市独自の授業料助成制度の拡充は難しいと考えておりますので、この陳

情は反対をさせていただきます。

○議長（鈴木勝彦） 以上をもって討論は終結いたしました。

これより採決をいたします。

議案第42号 高浜市児童遊園等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 市道路線の認定について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号 令和3年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第6回）について、各常任委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 令和4年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 令和4年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 令和4年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第50号 令和4年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第51号 令和4年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。
次に、認定第1号 令和3年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。
次に、認定第2号 令和3年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。
次に、認定第3号 令和3年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、認定第3号は原案のとおり認定されました。
次に、認定第4号 令和3年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、認定第4号は原案のとおり認定されました。
次に、認定第5号 令和3年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、認定第5号は原案のとおり認定されました。
次に、認定第6号 令和3年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、認定第6号は原案のとおり認定されました。
次に、認定第7号 令和3年度高浜市水道事業会計決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、認定第7号は原案のとおり認定されました。
次に、認定第8号 令和3年度高浜市下水道事業会計決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、認定第8号は原案のとおり認定されました。
お諮りいたします。

陳情第12号及び陳情第13号の審査の過程において、趣旨採択という御意見がございましたので、採決に当たり趣旨採択を入れて採決をしていきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、陳情第12号及び陳情第13号の採決に当たり趣旨採択を入れて採決をしていきますので、よろしくお願いをいたします。

次に、陳情第10号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、陳情第10号は採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第11号 防衛省によるミャンマー国軍士官・士官候補生の受け入れ中止を求める意見書の提出を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、陳情第11号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第12号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために高浜市独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は過半数に至らずであります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。

趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、陳情第12号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第13号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は趣旨採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。

趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立なしであります。よって、陳情第13号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

○議長（鈴木勝彦） 日程第2 議案第54号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第9回）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、議案第54号 令和4年度一般会計補正予算（第9回）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億675万9,000円を追加し、補正後の予算総額を167億6,940万円といたすものであります。

18ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

14款1項2目衛生費国庫負担金は、オミクロン株対応ワクチン接種の費用に対する負担金を計

上いたすものであります。

2項3目衛生費国庫補助金は、オミクロン株対応ワクチン接種の体制確保のための経費に対する補助金を計上いたすものであります。

15款2項2目民生費県補助金は、新型コロナウイルス感染症対策として実施する介護施設等における家族面会室の整備に対する補助金を計上いたすものであります。

20ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

3款1項7目介護保険推進費の13、地域医療介護総合確保基金事業は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため家族面会室を整備した市内の介護施設等の事業者に対し、その整備費用を補助いたすものであります。

4款1項1目保健衛生総務費の4、新型コロナウイルス感染症対策推進事業は、オミクロン株対応ワクチン接種に向けた体制を整備するための経費等を計上いたすものであります。

説明は以上のおりでございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） これより質疑に入ります。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） では、まず地域医療介護総合確保基金事業について、何点かお聞かせください。

事業内容として、市内にある介護施設等を有する事業所ということですので、この等というのは、どのような施設が含まれているかということと、それから、その後に事前に応募のあった3事業者を予定とあるんですけども、なぜもう既に応募があるのかというところが分かりませんので、御説明をお願いしたいということと、あと、これ以上に事業者が応募ができるのか、それから、今回、事業費のほうは609万3,000円ということ、1施設当たり350万円を上限ということなんですけれども、なぜこの609万3,000円になっているのかという点についてもお聞かせください。

それから、新型コロナウイルス感染症対策推進事業について、お聞かせください。

まずもって、現在のワクチンの接種状況を、1回目、2回目、3回目、4回目、このあたり、どのくらい市民の方が今接種されているのかということ、それから、今回オミクロン株対応ということで、1回目と2回目のワクチン接種者のみが対象ということで、厚労省のほうのホームページとかを見ると書いてあるんですけども、これ、幾ら調べてもちょっと分からないことがあって、オミクロン株だけちょっと怖いから打ちたいなという人も中にはちょっとお見えみたいなんですけれども、そういう方はやはり対象にはならないのかなということ、なぜそのオミクロン株だけ打つことができないのかなということ、これを調べても分からないので、そのあたりを教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） まず、主要新規の説明資料3ページ、事業の必要性・実施の背景のところ、介護施設等というふうで、なぜ等というふうでついているかという御質問をいただきました。

介護施設等ということで、今回はいわゆる入所系の施設が対象となります。例えば特別養護老人ホーム、老人保健施設、市内には13施設ございまして、そういった施設がございまして、介護施設等、各高齢者の入所施設というふうで書かせていただきました。3事業所というふうで補助対象としております。

これですが、本年6月17日付で、県から県内の全市町村に希望調査がございました。7月8日に市のほうでその13施設全部調査をさせていただきまして、7月8日に県へ申請した3事業所が今回の補助金の対象となります。

この3事業所以外に応募できるかということで御質問いただきましたが、今回の県からの希望調査で3事業所というふうで内示がございまして、それ以外は今のところ応募ができません。

ただ、県のほうで補助金のほうに枠があつて追加募集があつたら、その際は応募ができると思いますが、まだそういった情報はございません。

なぜ609万3,000円となったのかということで御質問をいただきました。市内の応募のあつた3事業所、どれだけこの事業に対して予算執行が、事業費がどれぐらいでできるかという、かかるかということで調査した結果、3施設合わせまして609万3,000円というふうになったということでございます。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） 2点の御質問をいただきました。

1点目の本市におけるワクチン接種率について、まずお答えをさせていただきます。

1回目の接種率が78.72%、こちらの数字は9月26日現在の数字でお答えさせていただきます。2回目の接種率のほうは78.47%、3回目の接種率が58.42%、4回目は人口割でいきますと18.67%という形になります。

続きまして、2点目御質問で、オミクロン株対応のワクチンのほうが追加接種だけで、初回接種として接種されない理由ということにつきましてお答えをさせていただきます。

オミクロン株対応ワクチンにつきましては、3回目以降の追加接種として臨床試験がされており、追加接種の用法のみで薬事承認がなされているため、現時点では薬事承認に基づきまして初回接種としては接種しないこととされております。

よろしく申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） 同じくオミクロン株のワクチンのほうの件について教えてください。

今はまだ通常のワクチンというのも医療機関のほうには持っていると思います。今回、このオミクロン株対応のやつが入ってくると思うんですが、打たれる方がどちらを希望、こっちがいいよという希望が取れるのか。あと、予約するときにもそういった希望が取れるのか、どういった対応をされるのかを教えてください。お願いします。

○議長（鈴木勝彦） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） こちらも現時点でお答えさせていただく形になりますが、初回接種、1、2回目接種を終了された方の3回目接種につきましては、オミクロン株対応ワクチンを接種することという形になっておりますので、よろしく申し上げます。

2点目が、希望が取れるかというお話につきましても、今お答えしたとおりで、初回接種と言われている方は従来ワクチンになりますが、初回接種が終わられた方についてはオミクロン株対応のワクチンを接種していただくこととなります。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 賛成討論を求めます。

3番、杉浦康憲議員。

〔3番 杉浦康憲 登壇〕

○3番（杉浦康憲） 議案第54号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第9回）について、市政クラブを代表して賛成討論を行います。

この議案は、定例会中に上程されることから分かるように、緊急を要する施策だと理解しております。

現在、若干コロナ禍の収まりを感じますが、まだまだ予断を許しません。介護施設等では、長期間にわたり家族の面会も制限されております。安心して面会できる環境を整える為の設備を補助するこの議案には賛成です。

もう一点、待望のオミクロン株対応のワクチンが供給されたことから、速やかな追加接種環境を整えるこの議案には賛成です。

以上の理由により、市政クラブとして、この議案第54号に賛成するとともに、多くの議員の賛同をお願いし、賛成討論といたします。

〔3番 杉浦康憲 登壇〕

○議長（鈴木勝彦） 反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） ほかに討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第54号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第9回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。
暫時休憩いたします。再開は13時35分。

午後1時30分休憩

午後1時36分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（鈴木勝彦） 先ほどの日程第1において、議案第52号の採決が漏れておりましたので、ここで採決を行います。

議案第52号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第7回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木勝彦） 日程第3 意見案第3号 改憲発議を中止し、憲法9条を守り抜くことを求める意見書を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

15番、内藤とし子議員。

〔15番 内藤とし子 登壇〕

○15番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、改憲発議を中止し、憲法9条を守り抜くことを求める意見書の案文の朗読をもって提案させていただきます。

岸田文雄首相は、昨秋の衆院選で「改憲勢力」3分の2の議席獲得を背景に、憲法改正の議論を急いでいくと発言。憲法審査会を立ち上げました。今夏参院選後では、改憲に向けた「民意」

が示されたなどと述べ、「できる限り早く、憲法改正のための発議に至る取り組みを進めていく」と宣言。改憲の意欲を露わにし、加速させようとしていることは、日本の政治の行く末が問われる大問題です。

改憲の主たるは、憲法に自衛隊を明記させるための9条改憲です。

アジア諸国民2,000万人、日本人310万人の尊い命の犠牲の上に終戦を迎えたことを受け、軍事によらない平和を確立した新憲法が生まれました。戦後77年、日本の平和はこの憲法に守られ、戦後の復興を大きく支えてきました。それは、私たち日本だけではなく、同時に甚大な惨劇を受けたアジア諸国民のみなさんにも、憲法を持って謝罪し、ともに歩むことを誓った誇りある憲法です。

岸田首相は、選挙で憲法改正を争点にしていません。いわゆる、憲法改正の「民意」が示された発言は、改憲ありきの傲慢な態度です。

ロシアのウクライナ侵略を目の当たりにしたからこそ、「憲法を守ってほしい」「戦争は絶対にやめてほしい」が世論の大勢です。世界に誇る平和憲法を無傷のまま、次の世代に手渡すことにこそ、政府与党が政治の最大課題に据えることです。

よって、地方自治法第99条の規定により、改憲発議を中止し、憲法9条を守り抜くことを求める意見書を提出します。

2022年9月28日。

内閣総理大臣、岸田文雄様。

高浜市議会。

ということで、ちょっと追加をして、この自衛隊を明記させるための9条改憲ということなんですが、自衛隊を明記しても何ら変わらないと説明されますが、憲法は後から書き込んだ文章に重みがあり、それまでの文章の意味が消えてしまいますので、明記させることには反対と考えています。

以上です。

[15番 内藤とし子 降壇]

○議長（鈴木勝彦） これより質疑に入ります。

3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） 若干質問をさせていただきたいと思います。

憲法を改正することがすぐ戦争ということに結びついているようなこの意見書だと思うんですが、憲法9条を読むと、陸海空軍を持たないと書いてあります。しかし、私たちも、子供たちに聞いても、じゃ、自衛隊というのは軍じゃないのかと聞かれたときに何と答えるのでしょうか。少なくとも、そこにもう文章のそごがあると思いますので、そういったところを改めるということも改憲だと思います。

しかも、別に改憲発議をしたからといって改正するわけではなく、当然国民投票によって決定されると思いますので、これをあえてここで意見書として出されるという意味がよく分からないですが、どういった御意見で今回出されたのか、お聞かせください。

○議長（鈴木勝彦） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 今、自衛隊を明記してもついでに戦争になるわけではないというような意見も出されましたが、何にしても、自衛隊を書き込むことによって、武力を持つということを改めて、軍隊を持つ、武力を持つということを改めて表明するわけですから、そのことは、やってはいけないと思います。

○議長（鈴木勝彦） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） ちょっとそういった意味とは違うんですが、明らかに憲法9条には陸海空軍を持たないと、軍と書いてあるのに、自衛隊を書き込む、書き込まないという議論ではなくて、現実に自衛隊というものは日本として存在して、この国を守っていただいております。そして、世界的に見ても、自衛隊というのは軍と認められております。それが少なくとも憲法の9条には、表記としてはおかしいと私も思うし、多くの皆さんも思っていると思います。そこを、別に戦争する戦争しないとかそういったことは関係なく、その文字をちゃんと訂正する、そういったことすらもできないというのは非常におかしいと思うし、世界各国憲法がある中、一度も改憲していないというのは日本だけであります。

そういった意味でも、改憲する、改憲発議をするというのは、当然国会でもしてもらえばいいし、それを可決するか可決しないかというのは国民の決めることですので、私はこの意見案には反対します。

○議長（鈴木勝彦） 15番、内藤とし子議員。

指名しましたよ。指名しました。

○15番（内藤とし子） 憲法に自衛隊を明記するということは、憲法に、共産党は自衛隊を認めているのか、認めていないのかというような議論がされていますが、今現在、自衛隊は災害復旧などもやっています。ですから、戦争をするための武力という意味ではなくて、国民がやはり災害復旧のための自衛隊だということで必要だと考えてみえるわけですから、今のところは、やはり国民が必要だと見ていれば必要なんだと。だけれども、自衛隊を明記することになると、憲法の中に武力を明記することになりますから、軍隊として大きな力がありますから、やはりそれは武力に頼るといことは憲法が禁じていることでもありますし、それは認められない。

どうして今こういうのを出したのかと言われましたが、岸田文雄首相が非常に昨秋の衆議院選や今年の参議院選挙で、非常に改憲勢力3分の2以上を後ろ盾に、数の力でやっていこうというようなことが見受けられますので、あえてこの意見書を出させていただきました。

今は非常に統一教会と自民党との問題が大きくクローズアップされていますから、その問題はちょっと下火というか、なっていますけれども、やはり戦争をやってはいけないという声が非常に強くありますし、武力で解決するというのは非常に問題だと思っています。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） 内藤議員の言われる説明が別に間違っているとは思いません。それはまた内藤議員の意見であると思います。

そういった自衛隊に関することも、じゃ、それをこういった今説明されたことを憲法に書き加えればいいと思います。書き加えるというか、それに代えてもいいと思うんで、それも、じゃ、改憲だと思いますので、そういったことも含めて、非常に私はこの意見書には疑問を持っておりますけれども、もう一点、すみません、聞かせてください。こちらの意見書案というのは、提出者が内藤とし子さんですね。とし子議員。賛成者ということで、とし子先生が日本共産党として出されたのか、内藤とし子さん個人の議員として出されたのか、どちらでしょうか。お願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 内藤とし子は共産党ですから、共産党の内藤とし子が出したということですから、ぜひ皆さんにこの意見書を賛成していただきたいということで出したわけですが、議会で決まれば、誰が出したということではなくて、全体で決まることが望ましいところですから、あえて共産党の内藤とし子としては出しませんでした。そういう意味です。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） ほかに質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

10番、杉浦辰夫議員。

〔10番 杉浦辰夫 登壇〕

○10番（杉浦辰夫） 改憲発議を中止し、憲法9条を守り抜くことを求める意見書案について、市政クラブを代表しまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

憲法9条を含めた憲法改正については、今の時代に即した議論を進めるべきであり、よって、この意見書案には反対とさせていただきます。

〔10番 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） ほかに討論もないようですので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見案第3号 改憲発議を中止し、憲法9条を守り抜くことを求める意見書について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。よって、意見案第3号は否決されました。

○議長（鈴木勝彦） 日程第4 意見案第4号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

10番、杉浦辰夫議員。

〔10番 杉浦辰夫 登壇〕

○10番（杉浦辰夫） 御指名をいただきましたので、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）について、提案説明をさせていただきます。

なお、案文の朗読をもって説明に代えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）。

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちをとりまく教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。また、政府予算において、22概算要求に6,135人の加配措置による教職員定数改善が盛り込まれたものの、実施されず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、たいへん不満の残るものとなった。

現在、子どもたち一人ひとりへの指導の充実のためには、小学校高学年における教科担任制の推進が必要であるが、加配措置が取られておらず、現場は多忙を極めている。また、小学校における35人学級が進められ、地域・保護者からも一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも35人学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ

復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって、貴職においては、来年度の政府予算編成にあたり、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月28日。

高浜市議会。

なお、提出先につきましては、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣であります。

よろしく願いいたします。

[10番 杉浦辰夫 降壇]

○議長（鈴木勝彦） これより質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（鈴木勝彦） 賛成討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（鈴木勝彦） 討論もないようですので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見案第4号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、意見案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木勝彦） 以上をもって、本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。
市長挨拶。

市長。

[市長 吉岡初浩 登壇]

○市長（吉岡初浩） どうも大変お疲れさまでございました。

令和4年9月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

去る8月31日から本日28日までの29日間にわたり、私どものほうから提案をさせていただきました同意2件、議案13件及び認定8件につきまして、たびたびの補正にも御理解をいただき、全案件とも原案のとおり御同意、御可決あるいは御認定を賜り、報告1件につきましてもお聞き取りを賜りました。本当にありがとうございました。審議の過程でいただきました御意見、御要望に関しましては、今後の執行の参考とさせていただきたいと思っております。

議員の皆様には一層の御指導、御鞭撻を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） これをもって、令和4年9月高浜市議会定例会を閉会いたします。

去る8月31日開会以来、本日まで29日間の長期にわたり、議員各位におかれましては終始御熱心に審議をしていただき、誠にありがとうございました。

本日ここに全ての全案件を議了いたしまして、閉会の運びとなりましたことに対し、厚く御礼を申し上げまして、閉会の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

午後1時59分閉会
